入間市手数料条例新旧対照表

改正案		現行			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
事務の種類	金額		事務の種類 金額		
1~44 略			1~44 略		
45 建築基準法第86条の 全体計画の変	27,000円	4	45 建築基準法第86条の 全体計画の変 27,000万	7	
8第3項 <u>(同法第87</u> 更の認定申請			8第3項の規定に基 更の認定申請		
条の2第2項におい 手数料			づく全体計画の変更 手数料		
て準用する場合を含			の認定の申請に対す		
<u>む。)</u> の規定に基づ			る審査		
く全体計画の変更の					
認定の申請に対する					
審査					
46 建築基準法第87条の 用途の変更に	27,000円				
2第1項の規定に基 伴う工事に係					
づく用途の変更に伴 る全体計画の					
う工事に係る全体計 認定申請手数					
画の認定の申請に対 料					
する審査					
47 建築基準法第87条の 興行場等に用	<u>120, 000</u>				
3第5項の規定に基 途を変更する	<u>円</u>				
づく用途を変更して 建築物の使用					
興行場等とする建築 許可申請手数					
物の使用に係る許可料					
の申請に対する審査					
<u>48~76</u> 略			<u>46~74</u> 略		
備考略			備考略		